

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：教育庁

機関名称	東京都文化財保護審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	文化財保護法第190条、東京都文化財保護条例第47条
設置年月日	1976-07-01
機関の目的・所掌内容	文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項を教育委員会に建議する。
委員数	20 名 (うち、女性委員数 8 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	文化財所有者等との利害関係に配慮
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/basic/council/general_conference/cultural_property_council
問い合わせ先	教育庁 地域教育支援部 管理課 電話番号：03-5320-6862